



乗車用ヘルメットの SG 基準（公開用）

乗車用ヘルメットのSG基準

Approval Standard for Motorcycle Helmet

1. 基準の目的

この基準は、乗車用ヘルメット(自動二輪車又は原動機付き自転車乗車用のものに限る。)の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、乗車用ヘルメット(以下「ヘルメット」という。)について適用する。

3. 安全性品質

ヘルメットの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1.構成	1. ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナー及び保持装置から構成されていること。ただし、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。	
2.外観及び構造	2. (1) (a) 組立及び仕上げは良好で、使用者等の身体に傷害を及ぼす傷、割れ、ひび、まくれ等の欠点がないこと。 (b) 組立及び仕上げは良好で、ヘルメットの品質に支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等の欠点がないこと。 (2) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。 (3) 乗車用ヘルメット○○○○に定める参照平面から上方のヘルメット外表面にあつては、連続した凸曲面であること。また、参照平面から下方のヘルメット外表面は流線型であること。ただし、機能的に必要な場合を除く。 (4) 乗車用ヘルメット○○○○に定める保護範囲を帽体及び衝撃吸	

<p>3.材料</p>	<p>取ライナーが覆っていること。ただし、原付等用ヘルメット（総排気量〇〇〇〇以下のもの又は定格出力〇〇〇〇以下の自動二輪車および原動機付自転車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット）にあつては、乗車用ヘルメット〇〇〇〇の保護範囲とする。</p> <p>(5) 帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、次のとおりであること。</p> <p>(a) 突出物(リベットの頭を除く)の帽体外表面からの突出量は〇mm未満であること。ただし、突出物のうち容易に外れるものについては、この限りでない。</p> <p>(b) リベットの頭は曲面で、帽体外表面からの突出量は〇mm未満であること。</p> <p>(c) スナップその他の突出物は、滑らかで、かつ、流線形であること。</p> <p>(6) 着用者の頭部によくなじむ構造であること。</p> <p>(7) 左右及び上下の視野が十分とれること。</p> <p>(8) 保持装置があごひもであるものは、バックル等が意図せず開放しない構造であること。</p> <p>(9) 保持装置があごひもであるものは、あごひもの幅は〇mm以上であること。</p> <p>(10) 著しく聴力を損ねることのない構造であること。</p> <p>3.</p> <p>(1) 金具類は、耐食性材料又はさび止め処理を施したものであること。</p> <p>(2) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。</p>	
-------------	--	--

<p>4.質量</p> <p>5.衝撃吸収性</p> <p>6.耐貫通性</p> <p>7.保持装置の強さ</p> <p>8.保持性（ロールオフ）</p> <p>9.附属品</p>	<p>(3) 人体に直接触れる構成部品にあっては、皮膚に支障のある有害な影響を与えないものであること。</p> <p>4. ヘルメットの質量は、0kg 以下であること。</p> <p>5. 衝撃吸収性試験を行ったとき、最大衝撃加速度が0000 m/s² 以下であり、かつ、0000 m/s² 以上の継続時間が0ms 以下(原付等用ヘルメットにあっては0ms 以下)であること。 なお、試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。ただし、「使用者に危険であるような破壊又は変形」とは、付属品の取付具又は内部構造物等により頭部を傷つけるおそれがないことをいう。</p> <p>6. 耐貫通性試験を行ったとき、ストライカーの先端が貫通しないこと。 なお、試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。</p> <p>7. 保持装置の強さ試験を行ったとき、動的伸びは0mm 以下でありかつ、残留伸びは0mm 以下であること。また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。</p> <p>8. ヘルメットは十分な保持性能を有すること。</p> <p>9.附属品を取り付けた後も、この基準に定める要求に適合しなければならない。 附属品とは、耳覆い、ひさし、シールド、通信機器、電子デバイス等をいう。</p>	
--	---	--

4.表示及び取扱説明書

ヘルメットの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1.表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者の名称又はその略号及び日本国内の輸入・販売事業者の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 原付等用ヘルメットにあっては、原付等用ヘルメットである旨</p> <p>(4) 使用上の注意 次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示すること。</p> <p>(a) 頭によく合ったヘルメットを着用すべきこと。</p> <p>(b) あごひもは、正しく締めるべきこと。</p> <p>(c) 大きな衝撃を受けたヘルメットは、外観に損傷がなくても使用してはならないこと。</p>	
2.取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。ただし、(2)～(9)が製品に容易に消えない方法により表示してあるものは(1)を省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(2) ヘルメットの手入れ不適當な洗剤、消毒剤、溶剤</p> <p>(3) プロオートバイレースやサ</p>	

ーカスなど特殊な使い方をして
いる場合には、SG マーク補償制
度の対象外となること。

(4) 改造禁止の旨

(5) 塗料禁止又は塗料の制限
(ヘルメットの材質によって浸
されるおそれのある製品の場合)

(6) サンシェードがある乗車用ヘル
メットについては、夜間やトン
ネル等の暗い場所で使用すると見
えにくくなる旨

(7) フリップアップヘルメット
(フルフェイスであって跳ね上げ
式の開閉式あごガードを装備した
ヘルメット) については、あごガ
ードを上げたままで走行するのは
危険である旨

(8) ヘルメットに二次電池が内蔵
されるものにあつては、着用中に充
電をしない旨

(9) ヘルメットは頭部への衝撃を
軽減するものであつて、すべての衝
撃から守ることができない旨

(10) SGマーク制度は、ヘルメ
ット(シールド等の付属品は含ま
ない。)の欠陥によって発生した
人身事故に対する補償制度である
旨

(11) 製造業者名、販売業者名若
くは輸入業者名及びその住所